

令和 6 年度下野市地域包括支援センター事業方針について

1. 介護予防事業の充実

令和元年 5 月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進され、当市としては令和 3 年度から実施しております。令和 6 年度も引き続き介護予防事業について更に強化し、事業展開を図ります。

(1) KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握（行政）

- ・低栄養防止・重症化予防の取り組み
- ・健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

(2) 通いの場等への積極的な関与等

- ・フレイル予防の健康教育・健康相談の実施
- ・フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援
- ・地域の実情に応じ、高齢者の健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくり
- ・「かかりつけ医」「ACP」に関する啓発を行う

(3) フレイル予防の健康教室の実施

フレイル予防の健康教室の実施

市内全地域の、通いの場（地域ふれあいサロン・ふれあいサロン、老人クラブ等）が対象。特にこれまでに実施していない通いの場への積極的な受講勧奨

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

- ・リハビリテーション等専門職派遣

2. 介護予防・生活支援サービス事業の充実

令和 4 年度から、事業対象者、要支援 1・2 の方に対し、介護保険法の介護予防日常生活支援総合事業として通所型サービス C（短期集中筋力トレーニング）を実施し、心身の機能向上と生活機能向上を図り、リハビリ専門職が所属する事業所と連携を図りながら、可能な限り自立した日常生活を送れるよう支援します。

3. 地域ケア会議の充実

地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議の開催による個別課題へのマネジメント充実（自立支援）と地域ケア推進会議による地域課題の確認と社会資源の創出について推進します。

(1) 地域ケア個別会議

- ・個別課題の解決に向けた支援方法の検討
 - ・個別課題の解決のための多様な主体による包括的ネットワークの構築
 - ・個別課題の分析等による地域課題の把握
- (2) 自立支援型地域ケア会議
- ・多様な関係者の協働による、介護保険・介護予防・生活支援サービス利用者の日常生活行為における課題等の明確化、その解決・改善に向けた支援
 - ・サービス利用者の介護予防と自立支援に向けたケアプランの作成と、支援提供
 - ・事例提供のあった全てのケースについて効果・検証の充実を図るため、6か月後のモニタリング報告を実施
- (3) 地域ケア推進会議
- ・個別課題の分析等による地域課題の共有化
 - ・地域課題の解決のための多様な主体による包括的ネットワークの構築
 - ・地域課題の解決に向けた資源開発の検討、施策形成の提言・提案

4. 生活支援コーディネーターとの連携

高齢者の社会参加の場が増え、生きがいを持って、助け合う環境を整備するため、住民による地域性を活かした取り組みが重要になります。生活支援コーディネーターとの連携を強化し、生活支援体制整備事業を推進します。

- 第2層協議体会議への参加
- 地域サロン等の活動支援と新規サロンの開設支援
- 地域の社会資源発掘、ネットワーク構築、ニーズと取組みのマッチング

5. 認知症対策の充実

(1) 認知症初期集中支援チームの体制強化

下野市認知症初期集中支援チーム計画（輪番制）に基づき、各地区に認知症サポート医養成研修修了者と専門医（精神科医）を選任し、支援体制の強化を図る。

(2) 認知症地域支援推進員の役割

- ①医療機関や介護サービス及び地域の関係機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ②具体的な事業
 - ・認知症カフェ・家族交流会での相談支援
 - ・認知症カフェ・家族交流会の周知、運営支援
 - ・認知症サポーター養成講座の開催、対象の拡大
 - ・認知症サポーターステップアップ講座の運営についての検討と協力
 - ・チームオレンジしもつけの活動支援
 - ・市民キャラバンメイトの活動支援
 - ・若年性認知症本人と家族の支援

6. 権利擁護事業の推進

- 虐待の早期発見と対応、関係機関との連携
- 成年後見制度の周知と利用支援

7. 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制を構築する支援機関の一つとして、他分野の相談機関との情報共有や支援等を検討する会議への参加を通じて、複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な相談支援等の一端を担う。

8. 家族介護者の支援

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援について、要介護者と共に家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、共に自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、多機関専門職等と連携を図りながら、相談支援活動に取り組む。

- 包括出張相談
- 家族介護支援事業「ほっと介護教室」

9. 地域包括支援センターの PR 活動

- 広報誌、ホームページ、FM ゆうがお等の活用
- 出前相談
- イベントへの参加 等